

「あなたのフォトサロン」作品募集

来年4月1日発行の市民フォト鹿児島No123「あなたのフォトサロン」に掲載する、あなたのベストショットを募集します。
 ◇作品テーマ ①人物部門「新幹線大交流元年！輝く人々」(趣味や働く表情、祭りやイベントに参加するなど輝く人) ②風景部門「次代に残したいまちの表情」(未来に残したい市内の景観や文化、芸術など)
 ◇募集期限 来年1月31日(消印有効)
 ◇申し込みなど詳しくは広報課216-1133へ

ごみ・資源物の市の施設への持ち込み

◇持ち込み先 ①もやせるごみ...北部清掃工場が南部清掃工場 ②もやせないごみ...横井埋立処分場 ③粗大ごみ...粗大ごみ処理棟 ④缶・びん、ペットボトル、プラスチック容器類...リサイクルプラザ
 ◇処分手数料(持ち込むとき) ①~③は家庭ごみのとき100kgを超えた分の10kg当たり70円、事業所ごみ10kg当たり70円、④は無料
 ◇持ち込み日時 月~土曜日(12月31日~1月3日を除く)の8時30分~12時、13時~17時 ※16時30分までの持ち込みにご協力を
 【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

市民相談(無料)

- 市政相談(市政に関する要望・意見など) 市民相談センター216-1205と各支所
- 一般相談(多重債務、相続、離婚など) 市民相談センターと各支所(東桜島支所を除く) 8時30分~12時、13時~17時15分(市民相談センターのみ市民相談員対応9時~12時、13時~16時)
- 法律相談(予約制) 市民相談センターと谷山支所 事前に面談による一般相談を受けて、法律相談が必要な人が対象
- 交通事故相談 ●雇用相談 市民相談センター 9時~12時、13時~15時45分
- 各種相談

月	日	曜	相談名	場所	時間
11	10	木	人権	市民相談センター 吉野支所	13時~16時
	11	金	人権	喜入支所	10時~15時
	16	水	不動産鑑定 税務・登記※	市民相談センター 吉野支所	13時~16時
			人権	吉田福祉センター	10時~15時
	17	木	税務・登記	市民相談センター 伊敷支所	13時~16時
			人権	谷山支所	
	18	金	人権	伊敷支所	
	24	木	建築	市民相談センター 桜島支所	10時~15時
			人権	松元支所	
	30	水	人権	市民相談センター	
12	1	木	人権	市民相談センター	13時~16時
	7	水	行政関係申請手続き	市民相談センター	
	8	木	税務・登記 人権	市民相談センター 吉野支所	

※調査・測量に関する相談を除く
 【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

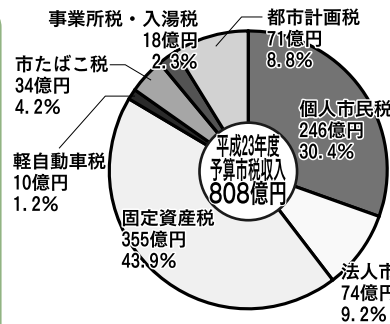
無料調停相談会

◇内容 民事調停委員、家事調停委員による交通事故の損害賠償、土地建物の売買・譲渡、金銭の貸借、土地の境界などをめぐる民事上のもめごとや婚姻、離婚、相続などの調停制度の利用
 ◇日時 11月15日(火)10時30分~15時
 ◇場所 山形屋1号館7階社交室
 【鹿児島調停協会連合会 (鹿児島家庭裁判所内) 222-7121】

司法書士会無料法律相談会

◇内容 不動産・会社の登記、相続、賃貸借、賃金、借金整理、離婚など
 ◇日時 11月26日(土)10時~16時
 ◇場所 桜島公民館
 【県司法書士会 256-0335】

市税の使いみちは？
 ◇市民の皆さんに納めていただく市税を市民1人当たり換算すると約13万円。その主な使いみちは図1のとおりです



市税は歳入の約35%を占める最も大きな財源で、平成23年度の市税の収入は次のとおりです
 『市税』は市政運営の貴重な財源

図1 市民1人当たり約13万円の主な使いみち

※平成23年度一般会計当初予算の各費目に対する一般財源の割合により算出

11月11日~17日は「税を考える週間」
 税はわたしたちの生活する地域をより豊かで住みよい社会にするための大切な財源です。この機会に納税の義務と税の使いみちについて考えましょう。
 【市民税課 216・1171】

- 税に関する作品展
- 内容 小学生が制作した書道作品の展示
- 期間 11月9日(水)~11月18日(金)
- 場所 市役所別館2階
- 詳しくは市民税課216・1171か鹿児島島税務署 255・8111へ
- ザ・タックスフェスタ 2011
- 内容 税の作品表彰式・展示、税金・年金無料相談、キャリアクォーター、税金クイズなど
- 日時 11月12日(土)11時30分~16時
- 場所 鹿児島中央駅アミュー広場
- 詳しくは鹿児島島法人会239・3655へ
- 市税条例の改正
- 寄附金控除の拡充 個人住民税の寄附金控除の対象を寄附金額2000円(改

- 正前5000円)を超える金額に引き下げました
- ※適用は来年度申告分から
- 市税の過料規定の見直し 税制への信頼の一層の向上を図るため、市民税などの申告書不提出に係る過料を10万円に引き上げました
- 【市民税課 216・1171】
- 所得税の年末調整・給与支払報告書提出事務説明会
- 関係書類の配布にあわせて、税制改正の説明も行います。給与を支払う個人や事業所の担当者は必ずご出席ください。
- 日時 11月14日(月)18日(金)の9時30分~11時30分
- 13時30分~15時30分(14日は13時30分~15時30分のみ)
- 場所 中央公民館
- 会場へは公共交通機関をご利用ください
- 詳しくは市民税課216・1176か鹿児島島税務署 255・8111へ

11月7日~「原良四丁目、原良五丁目、原良六丁目、原良七丁目」を新設

■郵便物も新しい住所で
 ◇原良町の一部に住居表示が実施され、住所の表し方が「原良町○番地」から「原良○丁目○番○号」で表示する方法に変わります ※郵便番号は890-0026です
 ◇今月7日以降は、郵便物などの宛て名は、新しい住所を使ってください
 ■住所の変更手続き
 ◇住民票など市役所の各種台帳... 手続き不要
 ◇運転免許証、預金通帳など... それぞれ手続きが必要。手続きに必要な証明書(無料)は今月7日以降発行します
 ◇対象区域には、詳しい手続き方法を記した「お知らせ」を配布しています
 ■新築などは届け出を
 ◇今回の住居表示実施区域で、新築・増改築したときは、住居番号を付けたり、変更する必要があります。事前に届け出てください
 【土地利用調整課 216-1384】

